事件発生を見るに至りし経緯

豊州炭鉱株式会社小野田坑係坑夫山代某は旧臘以来研究会を組織して運動に熱中し日本労働総同盟評議会と連絡を保ち思想宣伝に努め居たるものなるが会社に於ては去る十五年三月同会を解散せしめんとしたる所坑夫を使嗾して会社に加入せざる旨を誓はしめたり茲に之を見逃すべからず然るに其後に於ても山代は其の行動を改めず昭和二年一月健康保険法実施に際し反対運動に参加し海陸合同に関係し以て之に参加する等の事ありし為め会社は一月十五日退職手当金を支給して同人を解雇せり而して先般の争議中会社が労働者の加入を拒絶として鑛夫二名を解雇せる事あり会社の措置に不服なる山代は此事を捉へ来り日本鑛夫組合と協議の上付帯事項を有する労働者を統率して会社に対し要求行動に出でんとしたるものなり

事件経過

山代某を中心とし昨年十二月日本鑛夫組合に加盟したる労働者は十五日労働総同盟と連絡を取りて坑夫一同に檄を飛ばし一月十六日評議会の応援の下に小野田炭坑全山労働者大会を開催し会社に対する要求十五件を決議し翌二十一日山代外数名会社側に出頭し右要求に対する回答を求めたるに会社側は其の理由を附して之を拒絶せるが右要求条件は左の如し

一、山代、栗田、他二名の復職

二、賃銀値上

三、役付坑夫の待遇改善

四、帳簿の完全、